

## 平成28年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年6月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1番	小林	敏生	20番	羽野	勝己
2番	松尾	彰	21番	伊藤	猛
3番	田中	諭	22番	田子森	博美
4番	山崎	信	23番	櫻木	キクエ
5番	後藤	干城	24番	原田	俊昭
6番	櫻木	和雄	25番	石井	隆壽
7番	井上	良夫	26番	西川	幸男
8番	窪山	茂隆	27番	穴見	義夫
9番	田中	眞知子	28番	宮本	保孝
10番	釜堀	豊	29番	井手	峯勝
11番	徳永	辰雄	30番	大隈	弘子
12番	高着	土良	31番	森	洋
13番	矢野	忠徳	32番	和佐野	光晴
14番	古川	ますみ	33番	徳田	清則
15番	田中	学 (欠席)	34番	日吉	慶一
16番	鶴川	昌洋	35番	小嶋	嘉則
17番	大山	源次	36番	才田	正晴
18番	樋口	博幸	37番	森部	賢一
19番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長	朝倉市農業委員会会長	森部賢一
5. 本会議の書記	朝倉市農業委員会事務局	高岩浩司
6. 本会議に出席した事務局職員	事務局長	石橋一良
	係長	高岩浩司
	事務吏員	松尾康年
	事務吏員	河辺義弘
	事務吏員	寺岡滝治
7. 本会議に出席した他課の職員	農業振興課 主任主査	内田光徳

8. 議 事

- 議長 ただ今より、平成28年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
本日は、15番田中委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に23番櫻木キクエ委員、24番原田俊昭委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。4頁まで計18件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号18番までについて、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 5頁をお願いします。1件でございます。議案朗読をもって説明。
- 議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5番 (後藤委員) 番号1番について説明します。理由は、一時転用により地上げして畑として利用する予定であったが、資材置場への転用の計画が出てきたため、未着手であった一時転用の計画を中止し第5条にて申請をおこなうものです。何ら問題はないと思います。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 議長 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 9頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は26番西川員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 26番 (西川委員) 25番石井委員にお願いしたいと思います。
- 議長 25番石井委員よろしいですか。
- 25番 (委員) はい、了解いたしました。
- 議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に25番石井委員、26番西川委員を選任します。よろしくをお願いします。
- 事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま

す。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は15番田中委員ですが本日欠席です。1番小林委員どなたか推薦をお願いします。

1番 議 長 (小林委員)1番委員と15番委員でお願いしたいと思います。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に1番小林委員、15番田中委員を選任します。よろしく申し上げます。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺)10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。13頁まで9件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員をお願いします。

5番 (後藤委員)審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と農作業を通じて自立や就労の訓練のためで5年間の使用貸借であります。何ら問題はないと思いますが、今後は3条申請ではなく利用権設定での申請へ指導願えないでしょうか。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

事務局 (河辺)議長、5番委員の言われるとおり事務局としても申請者へ利用権設定の方でと説明いたしておりますが申請者の方が3条の方でお願いしたいとのことで今回の申請となっております。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員をお願いします。

18番 (樋口委員)審議番号2番について説明します。

理由は、相手方の要望と離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。

18番 (樋口委員)審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員)審議番号4番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員  
議 長 賛成の挙手。  
賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

1 3 番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。  
(矢野委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の要望と離農のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

2 5 番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。  
(石井委員) 審議番号6番について説明します。理由は、相手方の要望と離農によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

3 5 番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。  
(小嶋委員) 審議番号7番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と労力不足であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

2 1 番 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。  
(伊藤委員) 審議番号8番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と離農であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

1 番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。  
(小林委員) 審議番号9番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と離農であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:09～14:25〉

- 議 長 それでは、会議を再開いたします。
- 事務局 ここで、議案第4号及び第5号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
- 議 長 (松尾) 議案第3号、第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)
- 事務局 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 議 長 (松尾) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 10番 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
- 議 長 (釜堀委員) 審議番号1番について説明します。理由は、現在、実家で親と同居のため、現在の住宅横に自己用住宅を建築するものです。生活排水は既存の水路に、雨水排水は一度溜槽に貯めて水路に流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 異議なし。
- 全委員 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 賛成の挙手。
- 10番 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
- 10番 (釜堀委員) 審議番号2番について説明します。一時転用です。理由は、約60cmの地上げをして水はけを良くし、耕作の便を良くするものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 異議なし。
- 全委員 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 賛成の挙手。
- 事務局 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 事務局 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 議 長 (松尾) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。12件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 12番 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
- 議 長 (高着委員) 審議番号1番について説明します。貸家住宅への転用です。申請者は、不動産業を営んでおり、家賃収入を得るため、貸家を建設するものです。雨水は既設水路へ、生活排水は公共下水へ流します。農地区分については第1種農地ですが集落接続に該当します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 異議なし。
- 全委員 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 賛成の挙手。
- 4番 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号2番について説明します。15頁から18頁まででございます。転用目的はダム工事事務所のための一時転用です。理由は、小石原川ダム本体建設工事を3社の共同企業体で請け負うことになったため、現場近くの申請地に現場事務所を確保するもので、

一時転用にて許可後から3年間の期間にて賃貸借です。

排水については、合併槽にて既存水路へ流します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、事務局に確認しますが農用地区域内農地いわゆる農振農用地の一時転用の期間については、3年間で更新がないという事によかったですね。

事務局 (松尾)ハイ、事務局です。農振農用地の一時転用の期間につきましては、最長3年間まででとなっており期間の延長等、再申請はございません。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。報告第2号報告番号1番の関連で理由は、業務量増大により、瓦等の資材置場が不足しているため資材置き場として使用貸借により転用をおこなうものです。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。転用目的は宅地分譲。理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲用地とするもの家庭排水は公共下水へ、雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。転用目的は宅地分譲です。理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲用地とするもの家庭排水は公共下水へ、雨水排水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号6番について説明します。現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するもので何ら問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号7番について説明します。理由は、隣接地で再生可能エネルギー法による事業を行っており、敷地を拡張するもので排水の問題もありません。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議 長 他に審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25番 (石井委員) 審議番号8番について説明します。理由は、現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するもので家庭排水は公共下水へ、雨水排水は、既存の用水路に流します。農地の区分については第1種農地ですが集落接続に該当します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、20頁をお願いします。審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号9番について説明します。転用目的はコンビニエンスストアで、理由は、交通量が多く、立地場所も良いため店舗を出店するものです。下水は公共下水に雨水は浸透式貯水槽によるものとなっております。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

36番 (才田委員) 駐車場が必要なのは分かりますが、面積が大きいのは浸透式貯水槽の関係でしょうか。

13番 (矢野委員) 申請地に接して、既存の用水路があり関係者と協議した結果、U字溝などでなく環境保全のため自然の状態のまま残していただきたいとの要望があり、そのため構造物等を設置するのではなく土羽により水路を保全するために申請地の一部は緩衝地となっております。

事務局 (松尾) 事務局より補足説明いたします。13番委員の説明のとおり裏側が水路に接しているため保全のため土羽をつき、又、他の三方が道路に接しておりますので車での利便性も良いため今回の申請面積となっております。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

次に、21頁、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。

9番 (田中委員) 審議番号10番について説明します。太陽光発電設備用地への転用申請です。理由は、再生可能エネルギー法による新規事業参入のためです。水利関係の承諾もございません。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。  
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。20番西川委員。

20番 (西川委員) 審議番号11番について説明します。太陽光発電設備用地への転用申請です。理由は、再生可能エネルギー法による新規事業参入のためです。水利関係の承諾もごさいます。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。  
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号12番について説明します。資材置場への転用です。理由は、業務量増大により、現在の資材置場が手狭となったためです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。  
次に、22頁をお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 22頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
議長 事務局の説明は終わりました。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) ありません。

議長 31番森委員。

31番 (森委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局  
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
20番羽野委員。  
20番議長 (羽野委員) ありません。  
22番田子森委員。  
22番議長 (田子森委員) ありません。  
31番森委員。  
31番議長 (森委員) ありません。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
事務局  
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
7番井上委員。  
7番議長 (井上委員) ありません。  
10番釜塚委員。  
10番議長 (釜塚委員) ありません。  
22番田子森委員。  
22番議長 (田子森委員) ありません。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:32)